契　約　書

令和８年度における法律雑誌等検索システムの利用（以下「業務」という。）に関し、発注者最高裁判所（以下「発注者」という。）と受注者株式会社エル・アイ・シー（以下「受注者」という。）とは、別紙契約条項及び別添仕様書（以下「仕様書」という。）により契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書２通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自これを保有する。

令和８年４月 1 日

発注者　　東京都千代田区隼町４番２号
最高裁判所
支出負担行為担当官
最高裁判所事務総局経理局長　染　谷　武　宣

受注者　　東京都港区南青山２[redacted]号
株式会社エル・[redacted]
代表取締役　[redacted]澤　田　将　興

（別紙）

契　約　条　項

（業務の名称、内容等）

第１条　業務の名称、内容、期間及び契約金額は、次のとおりとする。

⑴　名　　称　法律雑誌等検索システムの利用（令和８年度）

⑵　内　　容　別添仕様書のとおり

⑶　利用期間　別添仕様書のとおり

⑷　契約金額　別表のとおり

（契約保証金）

第２条　受注者は、契約保証金の納付を要しないものとする。

（権利義務の譲渡等の制限）

第３条　受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を、書面による発注者の承諾を得た場合を除き、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和２５年政令第３５０号）第１条の３に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

２　前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、発注者の対価の支払による弁済の効力は、発注者が、予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第４２条の２に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

（下請等の禁止）

第４条　受注者は、業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面による発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（業務の監督）

第５条　発注者は、業務の必要な監督を行うため、監督職員を定めて次に掲げる事項を行わせることができる。

⑴　受注者が提出する書類の調査

⑵　業務の管理、立会い、指示、承諾又は協議

２　受注者は、監督職員の職務に協力しなければならない。

（検査）

第６条　受注者は、業務が完了した場合には、その旨を発注者に通知しなければならない。

２　発注者は、前項の通知を受理した場合には、その受理した日から起算して１０日以内に、発注者の定めた検査職員に必要な検査を完了させなければならない。

３　受注者は、前項の検査に合格しなかった場合には、発注者の指示に従い、遅滞なく補修その他必要な措置を講じ、再度の検査を受けなければならない。この場合における

検査の完了の時期は、発注者が新たに業務が完了した旨の通知を受理した日から起算して１０日以内とする。

４　検査に要する費用は、受注者の負担とする。

（代金の支払）

第７条　受注者は、前条第２項又は第３項の検査に合格した場合には、遅滞なく適法な代金の支払請求書を発注者に提出するものとする。

２　発注者は、前項の支払請求書を受理した日から起算して３０日（以下「約定期間」という。）以内に、受注者の指定する銀行口座に振り込むことにより支払うものとする。

（履行遅延の賠償）

第８条　発注者は、約定期間内に代金の支払をしなかった場合には、遅延損害金を受注者に支払わなければならない。

２　受注者は、その責めに帰すべき事由により業務を遅滞した場合には、遅延損害金を発注者に支払わなければならない。

３　前二項の遅延損害金は、それぞれ遅延日数に応じ、第１項の場合においては支払が遅延した金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項の規定に基づき財務大臣が決定する遅延利息の率（ただし、率適用は財務省告示の施行日による。）の割合で計算した額とし、前項の場合においては契約金額を日割りとした金額に対し、民法（明治２９年法律第８９号）第４０４条に基づき算出される法定利率の割合で計算した額とする。ただし、その額に１００円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、その額が１００円未満である場合はその支払を要しないものとする。

（検査の遅延）

第９条　発注者がその責めに帰すべき事由により第６条第２項又は第３項に規定する期間内に検査を完了しなかった場合には、その期間を経過した日から検査を完了した日までの日数（以下「遅延期間」という。）を、約定期間から差し引くものとする。この場合において、遅延期間が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は満了したものとみなし、発注者は、その超える日数に応じ、前条第１項及び第３項に規定する遅延損害金を受注者に支払うものとする。

（危険負担等）

第１０条　業務の履行に伴い生じた損害は、発注者の責めに帰すべき事由による場合を除き、受注者の負担とする。ただし、その損害が天災その他の不可抗力により生じた場合は、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

２　天災その他の不可抗力により、債務の履行が不可能となった場合（一部の履行が不能となり、残存する部分のみでは契約の目的を達することができない場合を含む。以下同じ。）には、発注者は、受注者からの支払請求を拒むことができる。

３　前項の場合、発注者は、第１３条第１項第４号に基づき催告を要せず無償で解除でき

るものとし、受注者は、発注者の同意を得て、この契約を無償で解除できるものとする。この場合、既に要した費用については、発注者及び受注者の各自の負担とする。

（契約不適合責任）

第１１条　発注者は、業務の完了後、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）がある場合は、受注者に対し、受注者の費用で取替え、補修、不足分の引渡しその他の措置（以下「履行の追完」という。）を請求することができる。

２　業務の完了後に契約不適合がある場合、発注者は、相当の期間を定めて受注者に対して履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、その契約の不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、民法第５６３条２項各号に該当する場合は、催告をすることなく直ちに代金の減額を請求することができる。

３　前二項の規定は、民法第４１５条の規定による損害賠償の請求並びに第５４１条及び第５４２条の規定による解除権の行使を妨げない。

４　契約不適合のうち種類又は品質についての前三項の権利は、第６条第２項又は第３項の規定に基づく検査が完了した日以後、発注者が契約不適合を知った時から１年以内にその旨を受注者に通知しないときは行使することができない。

（秘密の保持）

第１２条　発注者及び受注者並びにその職員、代理人及び使用人は、業務の遂行に際し知り得た相手方の秘密事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

（発注者の契約解除権）

第１３条　発注者は、受注者（その代理人及び使用人を含む。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。このうち、第２号から第４号に該当する場合は、何らの催告を要しない。

⑴　この契約の条項又は仕様書に違反した場合（第４号を除く。）

ただし、違反がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

⑵　監督職員の監督若しくは検査職員の検査を妨げ、又は妨げようとした場合

⑶　詐欺その他の不正行為をし、又はしようとした場合

⑷　民法第５４２条第１項各号に該当するときその他、この契約の目的を達することができないと認められる場合

２　前項の規定による契約の解除に伴う必要な費用は、受注者の負担とする。

３　発注者は、第１項の規定により契約を解除した場合において、業務の既済部分で検査に合格したものがあるときは、これに相当する代金を受注者に支払うものとする。

４　第２項及び前項の規定は、民法第５４２条２項に基づき契約の一部を解除する場合に準用する。

（受注者の契約解除権）

第１４条　受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除

することができる。このうち、第２号又は第３号に該当する場合は、何らの催告を要しない。

⑴　この契約の条項若しくは仕様書に違反した場合（第３号を除く。）

⑵　著しく契約条項と異なる指示をしたため、この契約を履行することが不能となった場合

⑶　民法第５４２条１項各号に該当するときその他この契約目的を達することができないと認められる場合

２　前項の規定による契約の解除に伴う必要な費用は、発注者の負担とする。

３　受注者が第１項の規定により契約を解除した場合において、業務の既済部分で検査に合格したものがあるときは、発注者は、これに相当する代金を受注者に支払わなければならない。

４　第２項及び前項の規定は、民法第５４２条２項に基づき契約の一部を解除する場合に準用する。

（違約金）

第１５条　前二条の規定によりこの契約が解除された場合には、受注者又は発注者は、違約金として契約金額の１０分の１に相当する金額を発注者又は受注者の指定する期限内に支払わなければならない。

（談合等の不正行為にかかる違約金）

第１６条　受注者は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当する場合には、発注者の請求に基づき、契約金額の１０分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期限内に支払わなければならない。

⑴　受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（同委員会が、受注者に対して、独占禁止法第７条の４第７項又は第７条の７第３項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行い、又は確定した当該納付命令を独占禁止法第６３条第２項の規定により取り消した場合を含む。）。

⑵　納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定による排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。ただし、受注者が独占禁止法第１９

条の規定に違反した場合であって当該違反行為が独占禁止法第２条第９項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和５７年公正取引委員会告示第１５号）第６項に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、受注者がこれを証明し、その証明を発注者が認めたときはこの限りでない。

⑶　納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

⑷　受注者又は受注者の代理人の刑法第９６条の６又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

２　受注者は、前項第４号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の契約金額の１０分の１に相当する額のほか、契約金額の１００分の５に相当する額を違約金として発注者の指定する期限内に支払わなければならない。

⑴　前項第１号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第７条の３第１項ないし第３項の規定の適用があるとき。

⑵　前項第４号に規定する刑に係る確定判決において、受注者又は受注者の代理人（受注者が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

⑶　受注者が発注者に対し、独占禁止法に抵触する行為をしていない旨の誓約書を提出しているとき。

３　受注者は、契約の履行を理由として、前二項の違約金を免れることができない。

４　第１項及び第２項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（談合等の不正行為にかかる発注者の契約解除及び違約金に関する遅延利息）

第１７条　受注者が前条の違約金を発注者の指定する期限内に支払わないときは、発注者は何らの通知催告を要せずこの契約の全部又は一部を解除することができるものとし、受注者は当該期限を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、民法第４０４条に基づき算出される法定利率の割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（属性要件に基づく契約解除）

第１８条　発注者は、受注者が次の各号の一に該当すると認めるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

⑴　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の

代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同法第２条第６号に規定する暴力団員又は第３２条第１項第２号ないし第４号に規定する者及び団体をいう。以下同じ。）であるとき。

⑵　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているとき。

⑶　役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

⑷　役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを利用するなどしているとき。

⑸　役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（行為要件に基づく契約解除）

第１９条　発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

⑴　暴力的な要求行為

⑵　法的な責任を超えた不当な要求行為

⑶　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

⑷　偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為

⑸　その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第２０条　受注者は、前二条のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

２　受注者は、前二条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、すべての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（再請負契約等に関する契約解除）

第２１条　受注者は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負契約人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者に該当する再請負人等との契約を解除させるようにしなければならない。

２　発注者は、受注者が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該解除対象者である再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者である再請負人等との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約

を解除することができる。

（損害賠償）

第２２条　発注者は、第１８条、第１９条及び前条第２項の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。

２　受注者は、発注者が第１８条、第１９条及び前条第２項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、第１５条に定める方法等に従いその損害を賠償するものとする。

（不当要求等に関する通報等）

第２３条　受注者は、自ら又は再請負人等が、暴力団又は暴力団員等、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当要求等」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当要求等の事実を発注者に報告し、さらに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（著作権等）

第２４条　提出物に関連して発生した著作権は、著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２１条、第２３条、第２６条の３、第２７条及び第２８条に定める権利を含め、提出物を発注者に提出したときに発注者に移転する。ただし、著作物の創作に関して使用した受注者が独自に有するプログラムその他の著作物、他のシステム等に再利用可能なモジュール、ルーチン、資料上の表現等については受注者に留保されるものとする。この場合、受注者は、発注者及び発注者が今後、システム改修及び保守等を行わせる者らに対し、同人らの役務遂行に必要な範囲で、著作権法上の権利（著作権法に基づく複製権、翻案件等の著作物を利用する権利を含む。）に基づく利用を無償で許諾すること。

２　受注者は、発注者の書面による同意がなければ、業務に関連して発生した著作物に関する著作者人格権を行使しないものとする。

３　受注者は、業務に際し、第三者の知的財産権等を実施、使用する場合、その実施、使用に対する一切の責任を負担するものとする。

（紛争の解決）

第２５条　この契約書の各条項において発注者及び受注者が協議して定めるものにつき、協議が整わない場合その他この契約に関し発注者と受注者との間で紛争が生じた場合には、発注者及び受注者が協議により選任した者のあっせん又は調停によりその解決を図ることとする。この場合における紛争の処理に要する費用は、発注者及び受注者が協議して特別の定めをした場合を除き、各自これを負担する。

（契約の疑義）

第２６条　この契約に定めのない事項その他疑義のある場合は、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

（別表）

契約期間及び契約金額

1　契約期間

令和8年4月1日から　　令和8年4月11日 まで
ただし、本予算成立後は、令和9年3月31日まで延長するものとする。

2　契約金額（予定総額）

(1)　金1,193,426円　（うち消費税額及び地方消費税額　　金108,494円 ）

令和8年4月1日から　　令和8年4月11日 まで

(2)　金38,406,574円　（うち消費税額及び地方消費税額は、(1)及び(2)の合計額に係る消費税額及び地方消費税額から(1)に係る消費税額及び地方消費税額を差し引いた額とする。）

令和8年4月12日 から令和9年3月31日まで

(1)及び(2)の合計額
金39,600,000円　（うち消費税額及び地方消費税額　　金3,600,000円 ）

仕　様　書

目次

第１　調達件名 2
第２　目的 2
第３　本システム導入の詳細 2
　１　利用端末等 2
　２　動作環境 2
　３　利用端末の仕様 5
　４　利用端末数 5
　５　同時アクセス数制限 5
　６　システムの稼働時間等 5
　７　提供データの更新等 6
　８　利用者サポート 6
第４　機能要件 6
第５　本システムの利用期間 6
第６　提出物等 6
　１　提出物 6
　２　提出物の書式等 6
　３　提出期限 7
　４　提出場所 7
第７　業務の再委託 7
第８　知的財産権 7
第９　機密保持 7
第１０　情報セキュリティに関する事項 8
第１１　契約不適合責任 8
第１２　受注者の条件 8
第１３　その他 9

第１　調達件名

法律雑誌等検索システムの利用

第２　目的

本件調達は、全国の裁判所等において、法律雑誌等の電子データの検索、閲覧等を迅速かつ効率的に行うことを可能とする法律雑誌等検索システム（以下「本システム」という。）を利用継続することにより、裁判事務の処理に資することを目的とする。

第３　本システム導入の詳細

１　利用端末等

⑴　最高裁判所並びに全国の高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所及び簡易裁判所において、司法情報通信システム（以下「J・NET」という。）に接続して利用する端末（以下、「職員貸与端末」という。）

⑵　裁判所への届出または裁判所の許可により、自宅等裁判所外からインターネットに接続して利用する裁判所支給外端末（以下、「私物端末」という。）

２　動作環境

⑴　「J・NET」環境上で、職員貸与端末から本システムに接続し、利用可能であること。

なお、受注者は次のとおり本システムサーバ及び同サーバの運用に必要な機器（以下「本サーバ等」と総称する。）を設置し、本サーバ等と職員貸与端末との間で[redacted]が可能となるようネットワーク回線を敷設する。

ア　本サーバ等の設置場所

本サーバ等を設置するデータセンタについて、平成３０年７月２５日付け「政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン（平成３０年度版）（※令和３年７月７日付け改定同ガイドライン（令和３年度版）」）（内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター）の定める[redacted]の区域が講ずるべき物理的な対策及び入退管理対策を講ずること。

また、[redacted]の認証を受けているか、又はそれらと同等の情報セキュリティ管理体系を確立している[redacted]にサーバ等を設置していることを、最高裁判所（以下、「発注者」という。）に対し、書面をもって疎明できること。

イ　本サーバ等の仕様

[redacted]

[redacted]

なお、ウイルス対策ソフト及び同ライセンスについては、受注者の負担で用意すること。

ウ　ネットワーク回線の敷設

アのデータセンタ内に設置した本サーバ等を、次のとおり、裁判所の利用する[redacted]に接続する。

（ア）[redacted]とのアクセス回線帯域幅については、双方協議の上、決定するものとし、また、必要に応じて、双方協議の上、変更することができる。

（イ）[redacted]の提供業者が変更となった場合には、受注者においても適宜対応すること。

（ウ）本サーバ等と[redacted]との接続に必要な通信機器については、次の参考品と同等以上の性能を有する機器を使用すること。

（参考品）[redacted]

エ　本サーバ等のネットワーク設定等

（ア）[redacted]のみ動作可能

（イ）[redacted]

（ウ）[redacted]

オ　本サーバ等への職員貸与端末の接続方法

J・NET に接続し、[redacted]を利用して接続すること。

(2) [redacted]

なお、受注者は次のとおり複製サーバ及び同サーバの運用に必要な機器（以下「本複製サーバ等」と総称する。）を設置し、[redacted]

ア　本複製サーバ等の設置場所

(1)のアに準拠する。

イ　本複製サーバ等の仕様

[redacted]

なお、ウイルス対策ソフト及び同ライセンスについては、受注者の負担で用意すること。

３　利用端末の仕様

(1)　本サーバ等に接続する職員貸与端末の仕様は次のとおりである。

ア　CPU

[redacted]

イ　メモリ

[redacted]

ウ　OS

[redacted]

エ　ブラウザ

[redacted]

オ　プラグイン

[redacted]

カ　通信速度

[redacted]以上

(2)　本複製サーバ等に接続する私物端末の仕様は次のとおりとする。

ア　CPU

[redacted]

イ　メモリ

[redacted]以上

ウ　OS

[redacted]

エ　ブラウザ

[redacted]

オ　通信速度

[redacted]以上

４　利用端末数

[redacted]

５　同時アクセス数制限

同時アクセス数は、本サーバへのアクセスと本複製サーバへのアクセスとを併せて[redacted]までとする。

なお、本サーバ及び本複製サーバへの同時アクセス数の割り振りの内訳数の変更については、発注者の申出により、受注者において速やかに変更し、制限数を増加させる必要が生じた場合には、双方協議の上、変更することができる。

６　システムの稼働時間等

本システムは、保守点検等のやむを得ない場合を除き、利用期間中、２４時間３６５日稼働するものとする。

なお、やむを得ず休止する場合は、緊急を要する場合を除き、事前に発注者の了

承を得ること。

７　提供データの更新等

⑴　更新頻度

受注者は、後記第４の機能要件で定める本システムの提供データについて、年２４回以上、各更新時点において提供可能となった法律雑誌等の新規刊行分を更新すること。なお、本サーバのデータ更新後は、本複製サーバについても速やかにデータ更新を行うこと。

⑵　更新情報の表示

提供データを更新した場合には、更新日と更新の概要を、利用者が本システムに接続した際、最初に表示される画面上に表示すること。

８　利用者サポート

受注者は、ネットワーク及び利用端末の設定に関する問い合わせを除き、利用者からの本システムの利用に関する問い合わせに対し、電話、メール等の方法により対応する。

第４　機能要件

本仕様書別紙に記載の要件をすべて満たすこと。

第５　本システムの利用期間

令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで

第６　提出物等

１　提出物

⑴　月別データ更新内容報告書　１部

⑵　月別アクセスログデータ（職員貸与端末のアクセスと私物端末のアクセスとに分けて集計したデータを含む。）　１部

⑶　⑴及び⑵のデータを記録した電子媒体（CD-R）　１式

２　提出物の書式等

⑴　使用言語

日本語

⑵　書式等

ア　書面によるものについて

発注者が別途指定する書式とする。

イ　電子媒体によるものについて

電子媒体の記録方式は、[redacted]において読み取り可能な形式のものとし、格納する電子データのファイル形式は、次のソフトウェアで読み取り可能な形式とすること。

（ア）[redacted]

（イ）[redacted]

（ウ）[redacted]

（エ）[redacted]

なお、上記（ア）ないし（ウ）の[redacted]については、[redacted]についても利用できるようにすること。

⑶　その他

提出物の作成に当たっては、図表等を用い、専門用語には解説を加えるなど平易な記載とすること。

３　提出期限

当該月分を翌月１０日（裁判所の休日の場合には翌開庁日）までとする。

ただし、令和９年３月分については、同月末日までに提出すること。

４　提出場所

東京都千代田区隼町４番２号　最高裁判所

第７　業務の再委託

１　受注者は、原則として、本作業の全部又は一部を第三者に委託しないこと。ただし、受注者において業務の一部を第三者に委託する必要があると判断した場合は、あらかじめ通知事項（再委託する相手方の商号又は名称及び住所、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額）を記載した書面により発注者に申請し、承諾を得ること。

２　委託することについて発注者の承諾が得られた場合、受注者は、再委託する相手方に対して本仕様書に記載された事項について受注者と同様の義務を負わせるものとし、再委託する相手方との契約においてその旨を定めること。

この場合、履行確保及び責任については、全て受注者が負うこと。また、受注者において、再委託する相手方の業務状況を全て把握すること。

第８　知的財産権

１　提出物に関連して発生した著作権は、著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２１条、第２３条、第２６条の３、第２７条及び第２８条に定める権利を含め、提出物を発注者に提出したときに発注者に移転する。ただし、著作物の創作に関して使用した受注者が独自に有するプログラムその他の著作物、他のシステム等に再利用可能なモジュール、ルーチン、資料上の表現等については受注者に留保されるものとする。この場合、受注者は、発注者及び発注者が今後、システム改修及び保守等を行わせる者らに対し、同人らの役務遂行に必要な範囲で、著作権法上の権利（著作権法に基づく複製権、翻案件等の著作物を利用する権利を含む。）に基づく利用を無償で許諾すること。

２　受注者は、発注者の書面による同意がなければ、本作業に関連して発生した著作物に関する著作者人格権を行使しないものとする。

３　受注者は、本作業に際し、第三者の知的財産権等を実施、使用する場合、その実施、使用に対する一切の責任を負担するものとする。

第９　機密保持

１　受注者は、本作業により知り得た情報については、本作業以外の目的では使用しないこと。

２　受注者は、本作業の全期間及び期間終了後にわたり、次の各事項を第三者（第三者とは、一般的にいう第三者はもとより、受注者組織内で作業を行う場合の本作業に係る体制以外の受注者の社員等も含む。）に漏えいしないこと。

⑴　本作業中に知り得た業務上の秘密に関する事項

⑵　発注者が提供した業務上の情報で部外秘を要するもの及び本作業中に知り得た裁判所のシステムの機能、構造、設置場所その他裁判所のシステムのセキュリティ管理上危機を招来するおそれがある一切の事項

3　受注者の故意又は過失によって、２の⑴又は⑵の事項が外部に漏えいする等の事故が発生し又はそのおそれが生じた場合には、受注者は、直ちに事故等の内容を詳細かつ具体的に発注者に報告すること。

4　発注者が提供する資料は、原則として貸出しの方法によるものとし、受注者は、当該資料を本作業以外の目的に使用してはならず、発注者の監督職員から返還依頼を受けたとき又は本作業期間の終了時に全て返却すること。また、当該資料の複写及び第三者への提供はしないこと。

5　受注者は、発注者が提供した情報を第三者に開示する必要がある場合は、事前に協議の上、発注者の承諾を得ること。

6　受注者は、本作業終了後、データ消去ソフトウェア若しくはデータ消去装置の利用、物理的な破壊又は磁気的な破壊等の方法を用いて、業務用に保持している全ての情報（裁判所内で保管しているものを除く。）について速やかに復元が困難な状態にし、その旨の報告書を提出すること。

第１０　情報セキュリティに関する事項

1　受注者は、本作業に当たっては、発注者の定める情報セキュリティポリシーに準拠すること。

2　受注者は、情報漏えい等の防止措置や不正プログラム等へのセキュリティ対策を講じ、本作業におけるセキュリティが確保できる態勢を構築すること。

3　[redacted]

第１１　契約不適合責任

1　発注者は、業務の完了後、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）がある場合、受注者に対し、受注者の費用で取替え、補修、不足分の引渡しその他の措置（以下「履行の追完」という。）を請求することができる。

2　契約不適合がある場合、発注者は、相当の期間を定めて受注者に対して履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、その契約の不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、民法５６３条２項各号に該当する場合は、催告をすることなく直ちに代金の減額を請求することができる。

3　前二項の規定は、民法第４１５条の規定による損害賠償の請求並びに第５４１条及び第５４２条の規定による解除権の行使を妨げない。

4　契約不適合のうち種類又は品質についての前三項の権利は、業務の完了後１年以内にその旨を受注者に通知しないときは行使することができない。

5　１の作業により関連する提出物等に変更の必要が発生した場合は、受注者は、受注者の負担と責任において、遅滞なく改訂版を納入等すること。

第１２　受注者の条件

受注者は、本作業の履行が確実に行われるように、契約の全期間にわたって、必要

となるスキル及び経験を有した受注者側の要員を確保すること。

なお、発注者と直接対応する者及びドキュメントを含めた成果物等の最終確認をする者については、発注者の担当者との間において、十分かつ円滑なコミュニケーションや意思の疎通を行うことができる能力及び文書作成能力を有する要員を確保すること。

おって、本作業実施中において、発注者が受注者の技術力、知識、体制に加え、要員について、上記のコミュニケーション能力、文書作成能力等が不十分であると判断した場合には、受注者は発注者と協議の上、受注者側の負担と責任で要員の変更等の必要な対応をすること。

第１３　その他

1　本システムの稼働に関し、既存のシステム、ネットワーク、利用端末等の設定等の情報提供が必要となった場合には、発注者に申し出ること。また、発注者から、本システムに関する情報提供の要請があった場合は、その求めに応じるものとする。

2　本システムの提供データの更新に際しては、既存のシステム、ネットワーク、利用端末等の機器に障害を及ぼさないこと。

3　本システムが利用できなくなったときは、その原因を特定するための必要な調査を行うこと。

4　本システム及び本システムの提供データの更新作業に起因する事由により、本システムが利用できなくなるなど、既存のシステム、ネットワーク、利用端末等に障害が発生した場合は、本システムの再インストールを含め、責任をもって２４時間以内の復旧を目標に、障害解消のための措置を講じること。

5　本仕様書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者との双方の協議により決定するものとする。

【機密性２】

（「仕様書第４　機能要件」で示す別紙）

１　基本仕様

次の⑴から⑺までを含む７誌以上の法律雑誌等について、後記２のシステム機能要件を満たす検索システムを提供すること。

また、括弧内の収録範囲以降に刊行されたものについては、受注者が提供可能となり次第、直ちにデータベースに追加し、利用できる状態にすること。

⑴　最高裁判所判例解説（創刊号～令和３年度分までの全解説を収録していること）

⑵　判例タイムズ（創刊号～１５３４号までの全記事を収録していること）

⑶　ジュリスト（創刊号～１６０４号までの全記事を収録していること）

⑷　法学教室（創刊号～５２２号まで）

⑸　金融法務事情（創刊号～２２６６号まで）

⑹　労働判例（創刊号～１３３２号まで）

⑺　金融・商事判例（創刊号～１７２２号まで）

２　システム機能要件

[redacted]